

占用許可基準

本許可基準は、道路の占用を奨励するものではなく、道路の占用を極力抑制する方針に変わりはない。

1 占用許可の原則

- 公共性の原則 ー ー ー 道路は公共の財産であること、占用は多少なりとも一般交通の傷害となることを考慮し、公共性の高いものであること。また、特定の営利のみを目的とした占用は許可しない。
- 計画性の原則 ー ー ー 占用は、将来の道路計画はもちろんのこと、都市計画その他周辺の土地利用計画と調整されたものであること。
- 安全性の原則 ー ー ー 占用が道路構造及び交通の安全に支障とする場合はその支障となる度合を最小限度にとどめなければならない。
したがって、施行令に規定された基準や県で定めた基準はもとより、その他の点についても多角的側面から安全性を確保すること。

2 占用許可の要件

- (1) 道路の占用は「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの(道路法第33条)」に限られているので、本許可基準に適合していても、道路の敷地外に余地が認められる場合は許可しない。
- (2) 占用物件が、道路法32条第1項及び施行令第7条に掲げる物件に該当するものであること。
- (3) 占用の期間、場所、占用物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法等が施行令第9条から第17条に定める基準に適合しているものであること。
- (4) 道路の交通を主として考え、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないものであること。
- (5) 交通信号機や道路標識等の効用を妨げるものでないこと。

5 政令第7条第1号に掲げる物件

【9】 幕

許可方針	国等公共団体が主催する啓蒙活動の期間中にその運動を周知するために設けるもの及び祭礼、縁日等慣例によるものに限り認めることができる。
許可基準	1 大きさは横10.0メートル以内、縦1.0メートル以内とする。 2 掲出期間中破損、たれさがり等により一般交通に支障をきたさない構造とすること。 3 幕の下端は4.5メートル以上とすること。歩道上は2.5メートル以上とすることができる。 4 信号機、道路標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲がり角で見とおしを妨げる場所には設置しないこと。 5 相当強度の風雨に耐えるもので、倒壊、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないもの。
許可期間	1ヶ月以内

6 政令第7条第2号に掲げる物件

【1】 工事用板囲、足場

許可方針	<p>1 道路通行上支障となるため極力抑制する。</p> <p>2 沿道で工事を行う場合、道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ないものに限り認めることができる。</p> <p>3 一時的なものに限ること。</p>
許可基準	<p>1 地面に接して設ける場合は次によること。</p> <p>(1) 歩道と車道の区別のある道路にあっては法敷及び歩道とする。ただし、歩道への出幅は歩道幅員の3分の1以内とし、歩道の残幅員を1.5メートル以上確保すること。</p> <p>(2) 歩道と車道の区別のない道路にあっては、法敷及び路端寄りとし、路端から1メートル以内で車道幅員の8分の1を超えないこと。</p> <p>2 地面に接しないで設ける場合は次によること。</p> <p>(1) 歩道を有する道路にあっては、施設の最下部と路面との距離は2.5メートル以上とし、歩道上への出幅は、歩道幅員の2分の1以下とする。ただし、支柱を道路上へ建柱して施設を設ける場合は下図のとおりとすることができる。</p> <div data-bbox="335 896 845 1500" data-label="Diagram"> </div> <p>(2) 歩道を有しない道路及び車両乗入口にあっては、施設の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とし、路面上へ出幅は必要最小限とすること。</p> <p>3 板囲の材質は、木板、亜鉛板等強固な材質を使用すること。</p> <p>4 足場の前面には、シート又は金網を張りめぐらすこと。</p> <p>5 高層建築物用の板囲又は足場を設ける場合は、上空に危険防止柵を設けること。</p> <p>6 危険防止柵については、危険防止上必要な幅を占有することができる。なお、危険防止柵の最下部と路面との距離は、5.0メートル以上とする。ただし、歩道上にあっては3.0メートル以上とすることができる。</p> <p>7 道路の街角に板囲を設ける場合には、隅切を設けること。</p> <p>8 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。</p>
許可期間	1年以内

関係法令

道路法、道路法施行令より抜粋

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

(占用の期間)

第九条 占用の期間は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）若しくは電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づいて設ける水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。））がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）又は石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する石油管については十年以内とし、その他の占用物件については五年以内としなければならない。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

(占用の場所)

第十条 占用物件（電柱、電線、公衆電話所、第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第五号に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）を地上に設ける場合においては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 占用物件の地面に接する部分の位置は、法面、側こう上若しくは路端寄り又は歩道（自転車歩行者道を含む。以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。以下この章において同じ。）寄りとする。ただし、占用物件の種類又は道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分とすることができる。
- 二 地面に接しないで設けられる占用物件（法敷、側こう、路端寄り又は歩道内の車道寄り（以下この号において「法敷等」という。）の上空にある占用物件又はその部分を除く。）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分（法敷等の上空にある部分を除く。）の最下部と路面との距離は、四・五メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、二・五メートル以上とすることができる。

- 2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。
- 3 占用物件を地下に設ける場合においては、左の各号に掲げるところによらなければならない。
 - 一 当該占用の場所は、路面をしばしば掘さくすることのないように計画され、且つ、当該占用物件が他の占用物件と錯そうする虞のないものであること。
 - 二 占用物件は、工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。
 - 三 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。

(電柱、電線又は公衆電話所の占用の場所)

第十一条 電柱、電線又は公衆電話所の占用については、前条第二項又は第三項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- 二 電柱又は公衆電話所は、法敷(法敷のない道路にあつては路端寄り)に設けること。ただし、歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。
- 三 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合においては、これと八メートル以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。
- 四 地上電線の高さは、路面から五メートル以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては、四・五メートル以上、歩道を有する道路の歩道上においては二・五メートル以上とすることができる。
- 五 地上電線を既設電線に共架する場合においては、相互に、錯そうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 六 地下電線を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く。)においては、車道(歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この条及び次条において同じ。)以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 七 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては〇・八メートル以下、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条及び第十二条において同じ。)の地下にあつては〇・六メートル以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。
- 八 電線を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

(水管、下水道管又はガス管の占用の場所)

第十二条 水管、下水道管又はガス管の占用については、第十条第一項第二号、第二項本文及び第三項の規定による外左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 道路の敷地外に、当該場所に代る適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
- 二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く。)においては、歩道の地下に埋設すること。ただし、これらの本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 三 水管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、一・二メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル)以下としないこと。
- 四 下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、三メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル)以下としないこと。
- 五 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

(占用物件の構造)

第十四条 地上に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
 - 二 電柱の脚ていは、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。
 - 三 特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少くする構造とすること。
- 2 地下に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。
- 一 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
 - 三 電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に埋設するものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示したものであること。
- 3 橋又は高架の道路に取り付ける占用物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものでなければならない。

(工事実施の方法)

第十五条 占用に関する工事の実施方法は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 二 道路を掘削する場合においては、溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。
- 三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- 四 原則として、道路の一側は、常に通行することができることとする。
- 五 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色燈又は黄色燈をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

第十五条の二 占用に関する工事で、電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管が埋設されていると認められる場所又はその附近を掘さくするものの実施方法は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安上支障のない場合においては、この限りでない。

- 一 試掘等により当該占用物件を確認した後に工事を実施すること。
- 二 当該占用物件の管理者との協議に基づき、当該占用物件の移設又は防護、工事の見回り又は立合いその他の保安上必要な措置を講ずること。
- 三 ガス管又は石油管の附近において、火気を使用しないこと。

(工事の時期)

第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期とすること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘さくする工事その他道路の交通をしゃ断する工事については、交通量の最も少い時間であること。

(道路の復旧の方法)

第十七条 占用のため道路を掘さくした場合における道路の復旧方法は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 掘さく土砂を埋めもどす場合においては、層ごとに行うとともに、確実にしめ固めること。
- 二 掘さく土砂をそのまま埋めもどすことが不適當である場合においては、土砂の補充又は入換を行つた後埋めもどすこと。
- 三 砂利道の表面仕上を行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘さく前の路面形にしめ固めること。